# SANSEI JOURNAL Sansei Landic August. 2012 #5



五限目

約 頂

【問題】借地契約において有効と解される特約はいくつ?

- ①増改築を禁止する旨の特約
- ②借地権の相続を許さない旨の特約
- ③近隣妨害をしない旨の特約
- ④借地上建物につき担保権を設定しない旨の特約



## 【解説】

契約自由の原則に基づけば、(信義則・公序良俗に反しない限り ですが)いかなる契約も自由にすることが可能です。しかしなが ら賃借人保護の観点に立つ借地法(借地借家法)においては、借 地権者に不利なものは全て無効であるという規定が定められてい ます。その片面的強行規定によって、借地契約では特約の取り扱 いが非常に厄介で重要な問題となっています。ただし、考え方は 先程の通り、借地権者に不利になっているか否かだけを考えれば、 いかなる特約も有効か無効かが導かれるはず・・・です。

①これは非常に有名な特約ですので、みな様はすぐに分かった かと思います。これは有効な特約です。この特約があると借地権 者さんは、建物の建替えや増改築において地主の承諾が必要にな ります。しかしながら、頭を真っ白にして考えると、原理原則の「借 地権者に不利なもの」に該当するような気がするのは私だけでし ょうか。借地権者は建物を所有するために借地をしています。そ の建物に対して増改築の制限が設けられてしまうというのはいか がなものか・・・と個人的に思ってしまいます。

②相続禁止特約について。これに似たトピックで「死因贈与」 をご存じでしょうか?これは「私が死んだら○○を君にあげるよ」 というような契約です。これは民法上有効な契約です。これから 類推するに、これは有効な特約ではないかと思われるわけですが、 借地法(借地借家法)においては、これは借地権者にとって不利 なものと解され無効となってしまうようです。(参考判例:東京高 判昭和 48 年 11 月 28 日)

③近隣妨害禁止特約については、基本的に有効である旨で判示 されています。(横浜地判昭和40年2月9日) ただし、ちょっと した近所迷惑程度では難しいのかもしれません。本裁判においては、 騒音防止条例施行規則の基準よりも大きな騒音を発する借地権者 の工場に対して、特約違反による契約解除を認めたとなっています。 ちなみに、周辺の住民からも複数回にわたり抗議がなされていた ようです。しかし、同じような事例においても工場地域内にあっ た事案については権利の濫用として借地権の解除が認められませ んでした。(東京地判昭32年7月17日)

④担保権設定禁止特約はどうでしょうか?学説や判例でも若干 分かれるところなのですが、無効な特約であるというのが有力です。 要するに「借地権という資産(財産)を持っていて、それを担保 にした金銭の借入を妨げるのは、借地権者に不利でしょ?」とい う理論のようです。(参考判例:浦和地判昭和60年9月30日)

ということで、有効な特約と解することができるのは2つでした。

# ものしりのもり



## 実はすいか割りルールというものが存在する

夏といえばすいか割り。このすいか割りに公式ルールというものが存在するということを ご存知の方はどのくらいいらっしゃるでしょうか・・・。

1991 年にすいかの消費拡大を目的として行ったキャンペーンのために、公式ルールが作成されたのだ そうです。

## 【主なルール】

- ・すいかと競技者(割る人)の間の距離は、5m以上7m以内とする。
- ・棒は、直径5cm以内、長さ1m20cm以内の棒とする。
- ・審判員となるには、すいかが大好きであることを条件とする。
- ・回転方向は右回りで、回転数は5回と23回転とする。
- ・競技者(割る人)の持ち時間は1分30秒とする。
- ・すいかに当たらなかった場合、時間内であれば3回まで棒を振ることができる。
- ・以下の点数表を参考に審判員が点数をつける。
- ◆空振り・・・0 点
- ◆すいかに当たった・・・1点
- ◆すいかにひび割れができた・・・2~4点(ひび割れの程度による)
- ◆すいかの赤い果肉が見えた・・・5~10点

すいか割りのルール (日本すいか割り推進協会認定版) より一部抜粋



# 底地・居抜きアパートの情報お寄せください! 株式会社サンセイランディック

TEL: 03-3295-3400 http://www.sansei-l.co.jp/

FAX: 03-3295-6200 http://www.sokochi.com/

Email: info@sansei-l.co.jp

F 060-0003 北海道札幌市中央区北 3 条西 2-2-1 日通札幌ビル 7F

TEL:011-261-3960 /FAX: 011-261-3955

## 横浜支店

220-0004 神奈川県横浜市西区北幸 1-4-1 横浜天理ビル 20F

TEL:045-620-0022/FAX:045-620-0021

### 名古屋支店

460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 2-18-25 丸の内 KS ビル 9F TEL:052-219-2781/FAX:052-219-2788

**大阪支店** 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 1-2-14 本町産金ビル 9F

TEL: 06-6532-8830/FAX:06-6532-8831

福岡支店 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 1-2-1 天神陽明ビル3F TEL: 092-718-0212/FAX: 092-718-0213

